

(別紙)

森林・山村多面的機能発揮対策交付金における  
個人の機械持込料への交付金助成について

## &lt;概要&gt;

活動組織は、構成員が個人所有の機械を使ったことへの持込料（使用料）を支払う時、越後ふるさと里山林協議会の定める単価を上限として交付金の対象といたします。

## &lt;単価について&gt;

- ① 単価は、下記の要領等に準拠した「(換算値) 運転1日当たり損料（円）」を適用します。  
『森林整備保全事業建設機械経費積算要領』  
『治山林道必携 積算・施工編 下巻』
- ② 単価表にない機械については、必ず地域協議会事務局に確認してください

## 機械損料の単価表

機械名	規格・形状	単位	(換算値)
			運転1日当たり損料（円）
刈払機（肩掛け式）	(カッタ径) Φ230mm	日	229
	φ 255 mm	日	254
チェンソー	(鋸長) 350mm	日	395
	500mm	日	981
	600mm	日	1,080
自走式木材破碎機（横入れ式）	(機関出力) 100kw	時間	12,900
	130～160kw	時間	24,000

## &lt;留意事項&gt;

- ・活動組織が所有する機械の損料は、従前通り対象外です。  
知人等から借りた機械に対する持込料（使用料）としての扱いであり、活動組織が所有する機械等への損料を認めるものではありません。
- ・リース会社等との契約によるリース代金は全額交付対象です。（手引き 28 ページ 参照）
- ・構成員外の知人から機械のみを借り受ける場合、トラブルを防止するため、必ず契約書・賃借書等を作成し、適切に保管してください。